

国立病院機構沖縄病院臨床研究部規程

(目的)

第1条 臨床研究部は、神経・筋難病の原因解明、治療法の確立、療養の質の向上等の総合的研究を行うとともに、がんの検診・診断・治療・緩和医療等の総合的対応策の研究を目的とする。

(組織)

第2条 臨床研究部に次の研究室を置く。

呼吸器疾患研究室
がん集学治療研究室
画像・内視鏡研究室
治験管理室
臨床神経科学研究室
基礎神経科学研究室

(部長等)

第3条 臨床研究部に部長を置く。

- 2 前項に定める各研究室に室長及び室員を置く。
- 3 室長及び室員は併任職員をもって充てる。
- 4 部長は院長の指揮監督のもとに臨床研究部の業務を統括する。
- 5 室長は部長の監督のもとに室員を指揮監督し、研究についての助言及び指導を行い、研究業務を推進する。
- 6 室員は室長の命を受け、当該研究室の業務に従事する。
- 7 研究の補助及び事務業務のため、研究補助員を置くことができる。

(運営委員会)

第4条 臨床研究部の円滑な運営を図るため、国立病院機構沖縄病院臨床研究部運営委員会(以下「運営委員会」という)を置く。

- 2 運営委員会の委員は、副院長、臨床研究部長、統括診療部長、各研究室長、事務部長、看護部長、薬剤部長、企画課長、管理課長、医局長とする。ただし、委員長が必要と認める者は委員として指名できる。
- 3 運営委員会の委員長は臨床研究部長とし、副委員長は副院長とする。
- 4 委員長は、運営委員会を招集しその議長となる。委員長に事故あるときは副委員長がその職務を代行する。
- 5 運営委員会は、必要に応じて委員長が開催する。

(研究内容)

第5条 臨床研究部においては、臨床的研究、基礎的研究、他施設と共同研究を推進する。

(研究期間)

第6条 1 課題の研究期間は、2年を限度とする。ただし、部長が適当と認めた場合には1年を超えない範囲内で期間を延長することができる。

(研究の許可)

第7条 研究希望者は、部長に申請する。

2 研究の許可は、運営委員会の意見を参考にして部長が行う。

(研究の取消し)

第8条 部長は、臨床研究部の研究業務が著しく障害されると認めた場合には、当該研究者に対して、研究の取り消しをすることができる。

(研究業績)

第9条 研究課題に関して得られた成果は、部長に報告するものとする。

(研究業績集等の作成)

第10条 学会発表の資料、研究論文のデータ及び別冊は、臨床研究部に一括保管し、年度毎に研究業績集を作成するものとし、病院医学雑誌を編集・発行するものとする。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、臨床研究部に必要な事項は、院長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、令和 2年5月1日から施行する。

この規程は、令和 2年8月1日から施行する。